

を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f) 生産品の部品への分解

(g) 動物をとさつする工程(注)

(注)「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h) 塗装及び研磨の単純な工程

(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

(j) 産品の単純な混合(異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。)

(k) (a) から (j) までに規定する二以上の工程の組合せ

【解説】

第3.2条の「原産品」の基準を満たす場合であっても、それが軽微な工程及び加工によって行われた場合は「原産品」としての資格を与えないとするもので、日EU・EPAでは「十分な変更とみなされない作業又は加工」、日ASEAN・EPAでは「原産資格を与えることとならない作業」として、多くのEPAで同様の規定がある。ただし、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国(シンガポールを除く)との二国間のEPAでは、関税分類変更基準、加工工程基準への適用に限定されており、付加価値基準への適用は排除されている。

TPPでは、原産地規則章に当該規定はなく、「原産品」としての資格は「原産品」の基準のみで判断する扱いとなっている。

軽微な工程及び加工として11のリストが示されているが、これは日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPAの7よりも大幅に増加し、その多くが、日EU・EPAに含まれるものであり、また、「単純な」を用いた工程及び加工に関し、「単純な」の恣意的解釈を軽減する観点で設けられたと考えられる定義についても同様の内容である。

なお、日ASEAN・EPAに規定され、日EU・EPAにも同様の規定がある「統一システムの解釈

に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集」がRCEPでは含まれていないことは注目に値する。

第3.7条 僅少の非原産材料

【概要】

第1項で、産品の生産に使用された非原産材料が品目別規則に定める関税分類の変更(関税分類変更基準)を満たさない場合であっても、当該産品がこの章に定める他の全ての関連する要件を満たすことを条件に、以下の場合には原産品とすると規定されている。

(a) HS第1類～第97類の産品：非原産材料(該当する関税分類の変更が行われていないものに限る。)の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合

(b) HS第50類～第63類の産品：非原産材料(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)の総重量が当該産品の総重量の10%以下の場合
第2項で、品目別規則が域内原産割合の要件(付加価値基準)で規定している場合には、第1項にいう非原産材料の価額は、当該要件の適用において非原産材料の価額に含めると規定している。

【解説】

僅少の非原産材料(デミニミス規定)とは、生産に使用した非原産材料がごく僅かであるにもかかわらず、それにより「品目別規則を満たす産品」の基準を満たさない場合に、当該非原産材料をその基準の適用の対象から除外できることを定めたもので、TPPを含め他のEPAで採用されており、日EU・EPA、日スイスEPAでは許容限度と呼ばれる。

その具体的基準については、EPAによって設定される品目及び基準が異なっており、RCEPでは、HS全品目でFOB価額の10%以下の場合、繊維・繊維製品(第50類～第63類)ではそれに加えて産品の総重量の10%以下の場合とし、他のEPAに見られる農産品等の例外品目の設定はなく、また、繊維・繊維製品に複雑な規定を採用している他のメ

がEPA(TPP、日EU・EPA)と比較し、大変簡素なものとなっている。

第3.8条 こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い

【概要】

① 産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品か否かの判断において考慮しないと規定されている。

② 産品の小売用に包装する包装材料及び包装容器については、

- (i) 当該産品に含まれるものとして分類される場合、第3.2条(原産品)の(a)「完全生産品」の基準、(b)「原産材料のみから生産される産品」の基準、及び、(c)「品目別規則を満たす産品」基準のうち関税分類の変更の要件(関税分類変更基準)又は特定の製造若しくは加工の作業の要件(加工工程基準)、を満たすか否かの判断において考慮しない、
- (ii) (c)「品目別規則を満たす産品」の基準のうち、域内原産割合の要件(付加価値基準)の対象である場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の原産材料又は非原産材料として考慮する、と規定されている。

【解説】

第3.2条の「原産品」の基準の適用において、「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」については考慮しない、また、「小売用に包装する包装材料及び包装容器」については、付加価値基準の適用する場合を除いて考慮しない扱いを規定したものであり、TPP、日EU・EPAを含め他のEPAにも同様の規定がある。

なお、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPA(規定のない日星EPAを除く)では「原産品」の3つの基準のうち、「完全生産品」及び「原産材料のみから生産される産品」の基準での扱いが、TPP、日EU・EPAでは、「原産材料のみから生産される産品」の基準での扱いが規定されていないが、RCEPではそれら3つの基準での扱いが規定されている。

第3.9条 附属品、予備部品及び工具

【概要】

産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料について、(a)仕入書が当該産品と別立てでないこと及び(b)その数量及び価額が慣習的であることを条件に当該産品の一部とみなし、

- ① 産品が品目別規則に定める関税分類の変更(関税分類変更基準)又は特定の製造若しくは加工の作業(加工工程基準)を満たしているか否かの判断に当たり考慮しない、
- ② 産品が品目別規則に定める域内原産割合の要件(付加価値基準)の対象である場合にはその算定に当たり、その価額を原産材料又は非原産材料として考慮する、と規定されている。

【解説】

第3.2条の「品目別規則の満たす産品」の基準の適用における「附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料」の扱いを規定したものであり、TPP、日EU・EPAを含め他のEPAも同様の規定である。

TPP、日EU・EPAとの違いとして、RCEPは、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPA(規定のない日星EPAを除く)と同様、品目別規則を満たす産品の基準の関税分類変更基準及び加工工程基準についてのみ考慮しないとしており、これに対してTPP、日EU・EPAは「完全生産品」の基準を満たすか否かについても考慮しないと規定している。

第3.10条 間接材料

【概要】

第1項で、間接材料は、生産される場所にかかわらず原産材料として取り扱うこと、間接材料の価額は、一般的に認められている会計原則に従って産品の生産者の記録に記載される費用とすると規定されている。

第2項では、「間接材料」を、他の産品の生産、試験若しくは検査において使用される産品(当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。)

5 輸入締約国が締約国によって異なる税率を設定している産品の原産国を決定する場合に適用される附属書2-D第B節(関税率の差異)では、産品の最終生産が行われた締約国を原産国と判断するかどうかの基準として同様の規定がある。